

富士市立富士第一小学校 いじめ問題対応ガイドライン

平成 30 年 6 月
(令和 5 年 4 月改訂)

富士第一小学校

1 学校における組織的な対応について

○ いじめ防止対策推進法第22条において、全ての学校に設置し、対応することが法律で義務付けられています。

(1) いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題については、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通して「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組みます。

<いじめの定義>

- ① 行為をしたもの（A）も行為の対象となったもの（B）も子どもであること。
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

上記の例に当てはまる事例

- ・ 発言すると友達から冷やかされた
- ・ 持ち物や机、ロッカーに落書きされた
- ・ 他の子どもの机から机を少し離されていることがあった
- ・ 持ち物が壊されたり、隠されたりした などが挙げられます

① 学校いじめ対策組織の設置について

<通常時>

校長、教頭、生徒指導主任、主幹教諭、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任等

<緊急時>

上記に加えて、指導主事、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、学校評議員（学校運営協議会委員）、PTA代表等の第三者的立場の方 等

② 年間を見通した指導計画の整備について

○ 年間計画

学校いじめ対策組織会議	いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討します。
職員会議	学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図ります。また、月ごとには、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図ります。
生活アンケート	6月、11月、2月実施。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施します。

教 育 相 談	上記のアンケートをもとに、6月、11月、2月実施します。 また、必要に応じて、随時実施します。
校 内 研 修	SC、SSW等、専門家を入れた研修を実施します。
子 育 て 講 演 会	SC等による新入学児童の保護者向けに講演（子どもへの接し方等）を実施します。
Q - U	小学5年生を対象に実施します。(6月～7月)

③ 関係諸機関との連携について

校内組織だけではなく、教育委員会や警察署のほか、子ども家庭課、児童相談所、医療機関等との連絡、相談、通報などを適宜行っていきます。

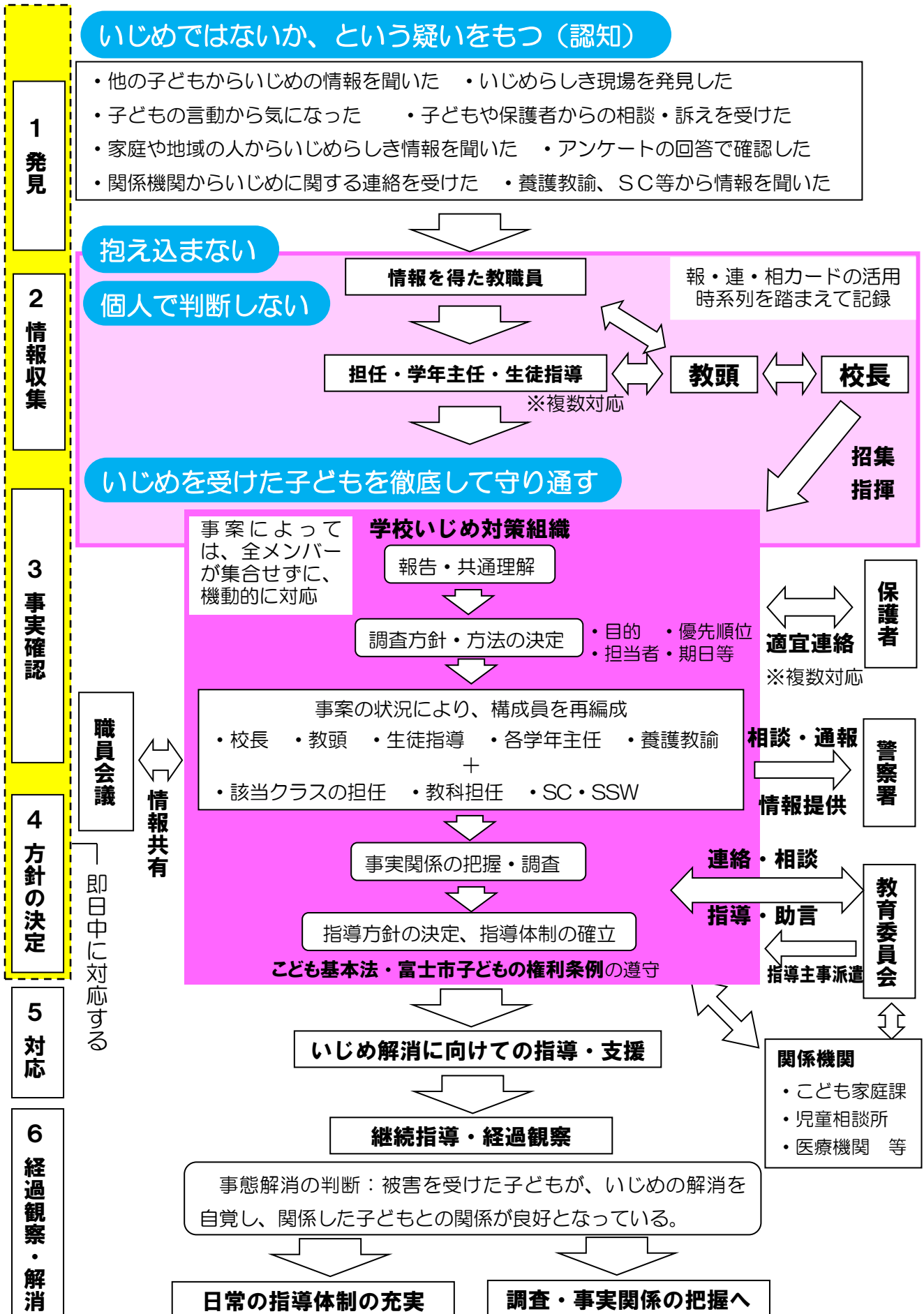
【表】警察に相談、通報すべきいじめの事例

起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。 ○無理矢理ズボンを脱がす。	暴行
○感情を抑えきれずに、はさみやカッター等の刃物で同級生を切りつけて怪我をさせる。	傷害
○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝
○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布等から現金を盗む。	窃盗
○自転車を壊す。 ○衣服を破る。	器物損壊等
○度胸試しやゲームと称して、無理矢理危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要
○本人が写った本人が嫌がる画像や動画をインターネット上に拡散すると脅す。	脅迫
○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪いなどと悪口を書く。	名誉棄損、侮辱
○同級生に「死ぬ」といってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与

内外教育 2023.3.7発行『文部科学省2023年2月7日「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携の徹底について（通知）」を受けて作製』より抜粋

(2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ

<組織対応図>



(3) 重大事態への対応

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 子どもや保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、S C、SSW、学校評議員、PTA代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行います。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行います。

教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行います。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

いじめを受けた子ども及び保護者への説明・報告

調査対象者及びその保護者への説明・報告

市長及び教育委員への説明・報告等

教育委員会が行います

調査結果を踏まえた必要な措置

学校と教育委員会が連携して行います

2 未然防止

(1) 未然防止に向けた取組

- ① 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事
- ② 子どもが自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動
- ③ 子どもの居場所づくり
- ④ 子どもを見守る教職員集団づくり

取組例

- ・ 道徳教育 ・ 運動会 ・ 遠足 ・ 各種学年行事(みどりの学校や修学旅行)
- ・ 人間関係づくりプログラム ・ ソーシャルスキルトレーニング (SST)
- ・ たてわり活動 ・ 学年部会 ・ 職員会議 (SC、SSWの活用) など

(2) 保護者や地域に向けての取組

- PTA理事会やPTA総会、学校評議員会、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設けます。
- いじめに関するテーマの子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についてお知らせします。

3 早期発見

(1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている
- いじめられている本人からの訴えは少ない
- ネット上のいじめは最も見えにくい

(2) 早期発見のための手立て

- ① 日々の観察
- ② 日記、本読みカード
- ③ アンケート
- ④ 教育相談

(3) 相談しやすい環境づくり

- 日常生活の中で教職員が声掛けを行ったり、タブレットやアンケートを活用したりするなど、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくっていきます。「またあとで」ではなく、即対応します。

(4) 警察との連携等の徹底

- 重大ないじめ事案や犯罪行為と認められる場合には、いじめが児童生徒の命や心身に重大な危険を生じさせる可能性があることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行います。

(事例はP.2参照)

4 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等(無料通話アプリ等)に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うものなどを指します。

※ SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

(2) 未然防止

①学校での情報モラル指導

②保護者の皆様へ

＜未然防止の視点から＞

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与える可能性があります。
- 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用してください。
- 子どもが写った画像等を含め、知らぬ間に利用者の個人情報が出るといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起きている。インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識が必要です。
- 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えていただきたいです。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合ってください。

【参考】発達段階に応じた家庭のルールづくり

段階	対応策	各段階でのルール例
STEP 1 初めての インターネット期	利用時間を家庭で決める 生活のルールやリズムを守ることを前提に、利用時間を家庭で話し合っ決めて、インターネットを見て楽しみます。この段階では閲覧のみに制限しましょう。	<input type="checkbox"/> ゲームとネットを合わせて使っていいのは1日__分までです。 <input type="checkbox"/> 保護者に断って、近くで使います。食事中や車の中では使いません。 <input type="checkbox"/> 夜__時以降は使いません。リビングで充電します。
STEP 2 インターネット レベルアップ期	家族限定でコミュニケーション 利用時間のルールを守れ、使い方も慣れたら、家族間でメールをやりとりしましょう。文章の書き方など、上手な気持ちの伝え方をアドバイスしましょう。	<input type="checkbox"/> 家の中ではリビングで使います。 <input type="checkbox"/> 話しかけられたら手を止め対応します。 <input type="checkbox"/> 決まった人からのメール以外、返信やアクセスはしません。 <input type="checkbox"/> 変わったことや困ったことが起きたら、すぐに相談します。 <input type="checkbox"/> 公共の場で利用するときは、ルールやマナーを守ります。
STEP 3 SNS デビュー期	友人知人とのやりとりもチェックを メールの利用に慣れたら、仲のよい友人や知人に限り、SNSやメールを許可します。 家庭内のコミュニケーションを保ち、ときどきやりとりの様子を見せてもらいましょう。	<input type="checkbox"/> 自分や友達の情報（名前・住所・学校名など）写真はネットに公開しません。 <input type="checkbox"/> メールやSNSは実際に会ったことのある友だちだけにします。 <input type="checkbox"/> 自分が言われて嫌な事や悪口はSNSやメールで送れません。 <input type="checkbox"/> 目的をもって利用します。目的を終えたらスマホから手を放します。

保護者向け普及啓発リーフレット「ネットの危険からお子様を守るために 今、保護者ができること」内閣府

＜早期発見の観点から＞

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、警察や学校へ相談してください。

富士市PTA連絡協議会が決めたルール

富士市PTA連絡協議会（富士市ルール）では、以下のように平成27年度に決定しています。

保護者の責任として、必要がなければ携帯電話やスマホを持たせない、持たせるときは下記のルールを守ります。

1. 親子で使用に関する約束事を決める
2. 「フィルタリング」を設定する
3. 家族のいる場所で使う
4. 食事の時は使わない
5. 小学生は午後9時、中学生は午後10時以降使用しない
6. 児童・生徒同士のやり取りは午後9時以降禁止

(3) 早期発見・早期対応

①事実を把握する

②書き込み削除を迅速に行う

情報の共有を図る取組

児童生徒からの聞き取りや情報教育指導員、サイトの管理者、警察、法務局等様々な機関と連携し、対応していきます

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認していきます。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心の確保を心がけます。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）